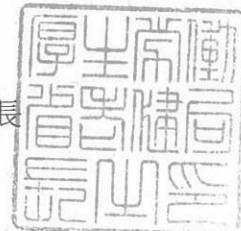


写

老発第0330076号  
平成21年3月30日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省老健局長



## 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律等の施行について

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号。以下「平成20年改正法」という。）が平成20年5月28日に公布され、平成21年5月1日に施行されることとなり、その施行のため、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成21年政令第10号。）、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第54号。以下「平成21年改正省令」という。）が制定され、平成21年5月1日に施行することとされたところである。

その内容は下記のとおりであるので、管下市区町村を始め関係者、関係団体、関係機関等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遗漏のないようにされたい。

### 記

#### 第1 改正の趣旨

介護サービス事業者（以下「事業者」という。）の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等に係る業務管理体制の整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行うものであること。

#### 第2 改正の内容

## 1 業務管理体制の整備

### (1) 趣旨

事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者（以下「利用者等」という。）の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し、業務管理体制の整備を義務付けるものであること。

### (2) 業務管理体制の内容

ア 事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「指定等を受けている事業所等」という。）の数に応じて、それぞれ以下のとおりであること。なお、例えば、同一の事業所が訪問介護事業所と介護予防訪問介護事業所としての指定を受けている場合には、指定を受けている事業所の数は2として数えること。

① 指定等を受けている事業所等の数が20未満の事業者 法令遵守責任者の選任をすること。

② 指定等を受けている事業所等の数が20以上100未満の事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程（以下「法令遵守規程」という。）を整備すること。

③ 指定等を受けている事業所等の数が100以上の事業者 法令遵守責任者の選任をすること、法令遵守規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

イ 法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではないが、少なくとも介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定していること。また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任すること。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではないこと。

ウ 法令遵守規程については、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があるが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者の実態に即したものでもよいこと。

エ 業務執行の状況の監査については、事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に、医療法（昭和23年法律第205号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）、会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあっては、監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって法に基づく

業務執行の状況の監査とすることができる。また、当該監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法によるものでできること。また、定期的な監査とは、必ずしもすべての事業所に対して、年に1回行わなければならないものではないが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせることにより、効率的かつ効果的に行うこと。

オ 平成20年改正法による改正後の介護保険法（以下「新法」という。）第71条第1項の規定に基づき居宅サービスに係る指定又は新法第115条の11において準用する新法第71条第1項の規定に基づき介護予防サービスに係る指定があったものとみなされた保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の当該指定に係る事業所については、指定等を受けている事業所等には当たらないこと。また、平成21年4月1日より、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについては、新法第71条第1項の規定に基づき居宅サービスに係る指定又は新法第115条の11において準用する新法第71条第1項の規定に基づき介護予防サービスに係る指定があったものとみなされるサービスに加えられ、平成21年4月1日以前より法第41条第1項等の指定を受けている保険医療機関等の当該指定に係る事業所については、当該指定の有効期間の満了日の翌日からみなし指定に切り替わることとなるが、当該事業所についても指定等を受けている事業所等には当たらないこと。

### （3）業務管理体制の整備に係る届出

ア 事業者は、業務管理体制を整備し、遅滞なく、平成21年改正省令による改正後の介護保険法施行規則（以下「新施行規則」という。）第140条の40第1項に定める事項を記載した届出書を、指定等を受けている事業所等の所在地に応じて、それぞれ以下のとおり届け出ること。また、すでに届け出た事項に変更があった場合又は事業所等の新規指定・廃止等により届け出るべき事項に変更があった場合についても、同様とすること。

- ① 指定等を受けている事業所等の所在地が2以上の都道府県に所在する事業者 厚生労働大臣（ただし、指定等を受けている事業所等の所在地が、2以下の地方厚生局の管内にとどまる事業者にあっては、地方厚生局長）
- ② 地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスのみを行う事業者であって、指定を受けているすべての事業所等の所在地が同一の市町村に所在するもの 市町村長
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない事業者 都道府県知事

イ 事業者は、事業所等の新規指定・廃止等により、指定等を受けている事業所等の所在地の区分に変更があった場合には、変更後の届出書を、変更前の届出先及び変更後の届出先の双方に届け出ること。

ウ 新施行規則第140条の40第1項第3号に掲げる「法令遵守規程の概要」とは、当該規程の全体像が分かるものであればよいが、必ずしも改めて概要を作成する必

要はなく、法令遵守規程の全文を届け出ることとしても差し支えないこと。また、同項第4号に掲げる「業務執行の状況の監査の方法の概要」とは、事業者が当該監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像が分かるもの又は当該規程の全文、事業者が当該監査に係る規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法が分かるものを届け出ること。

## 2 事業者の本部等に対する立入検査権等の創設

### (1) 趣旨

業務管理体制の整備状況、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長に対して、事業者に対する報告の徴収、事業者の本部、関係事業所等への立入検査権を創設するものであること。

### (2) 事業者の本部等に対する立入検査等

業務管理体制の整備に係る届出を受けた厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下「業務管理体制の監督権者」という。）は、業務管理体制の整備状況、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認する必要があると認めるときは、事業者に対する報告の徴収、事業者の本部、関係事業所等への立入検査等を行うことができるものとすること。

### (3) 業務管理体制の整備に関する勧告、命令等

ア 業務管理体制の監督権者は、事業者が適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告し、その旨を公表することができるとともに、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合には、その措置をとるよう命令することができるものとすること。なお、その命令を行つた場合には、その旨を公示しなければならないこと。

イ 業務管理体制の監督権者は、事業者がアの命令に違反したときは、その旨を関係する事業所等の指定等を行う都道府県知事又は市町村長（以下「指定等権者」という。）に通知するとともに、業務管理体制の監督権者が都道府県知事又は市町村長である場合にあっては、事業者がアの命令に違反した旨を厚生労働省老健局総務課介護保険指導室まで情報提供されたいこと。

## 3 不正事業者による処分逃れ防止のための対策

### (1) 趣旨

事業者による指定取消処分等の処分逃れを防止するため、これまで原則として事後届出制であったサービスに係る事業の休廃止届について、事前届出制とともに、指定等権者による立入検査中の廃止届の提出の制限、指定取消処分を受けた事業者から当該者と密接な関係にある者への事業移行の制限等を行うものであること。

### (2) 事業の休廃止届の事前届出制への移行

事業者（介護老人福祉施設、介護療養型医療施設及び地域密着型介護老人福祉施設（以

下「介護老人福祉施設等」という。)を除く。)は、指定等に係る事業を休廃止しようとするときは、その1月前までに、指定等権者に届け出なければならないものとすること。なお、介護老人福祉施設等については、現行でも指定を辞退するために1月以上の予告期間が必要であり、新法においても引き続き同じ取扱いとする。

(3) 立入検査中の廃止届の提出の制限

ア 指定等時又は更新時の欠格事由として、新たに、申請者が、指定等権者が立入検査を行った日から聴聞決定予定日(当該指定等権者が立入検査が行われた日から10日以内に、立入検査の結果に基づき指定等取消処分に係る聴聞を行うか否かを決定することが見込まれる日として、当該申請者に通知した場合における特定の日)までの間に、相当の理由がなく廃止届を提出した者であって、その届出の日から5年を経過しないものであるときを追加すること。

イ 聽聞決定予定日の通知をするかどうかは、指定等権者の判断により決定されるものであり、仮に、処分逃れを目的とした廃止届の提出の見込みが薄く、聴聞決定予定日に係る通知をしなかった場合であっても、その後の検査等により、指定等の取消しの処分に係る聴聞を行う必要があると認められる場合には、聴聞を行うことは可能であること。

ウ 聽聞決定予定日は、新施行規則第126条の4等により、立入検査を行った日から60日以内の特定の日とすることとされているが、必ずしも聴聞決定予定日と実際の聴聞の日が一致する必要はなく、あくまでも、立入検査を行った時点で、聴聞の要否が決定すると見込まれる日を聴聞決定予定日とすればよいこと。また、立入検査を複数回行う場合については、必ずしも初回の立入検査日を起算日とする必要はなく、立入検査の状況等を勘案して、起算日となる立入検査日を決定すること。

エ なお、すでに通知した聴聞決定予定日までの間に聴聞の要否を決定することができないと見込まれる場合には、指定等権者は再度立入検査を行い、聴聞決定予定日の通知をすることも可能であるが、その際には、事業者の事業廃止に関する権利を不当に阻害することがないよう、十分留意する必要があること。

(4) 申請者と密接な関係を有する者に係る欠格事由の追加

ア 指定等時又は更新時の欠格事由として、新たに、申請者と密接な関係を有する者(以下「密接関係者」という。)が指定等取消処分を受け、その取消しの日から起算して5年を経過していないときを追加すること。ただし、密接関係者が、新施行規則第126条の2等に規定する、当該取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除くこと。

イ 密接関係者とは、申請者の親会社等(申請者の直接の親会社のみならず、その親会社の親会社等も含む。)、申請者の親会社等の子会社等(申請者の親会社等の直接の子会社のみならず、その子会社の子会社等も含む。)、申請者の子会社等(申請者の直接の子会社のみならず、その子会社の子会社等も含む。)の関係にある者をいうこと。